

公 告

長崎県有財産の売却（先着順方式による売却）

下記県有財産を申込の先着順により売り払いますので、下記のとおり公告します。

令和7年3月24日

長崎県知事 大石 賢吾

記

1 売却する物件

物件番号	財産の名称	所在及び地番	区分	種目	面 積 (㎡)	地域・地区	最低売却価格 (円)
R06 地づ 01	佐世保商業 高 等 学 校 公 舎	売約済					
R06 住 01	旧県営住宅 滑 石 団 地 4-2 棟	長崎市 滑石三丁目 440 番 87、 440 番 88、 440 番 89、 440 番 90、 542 番 30、 542 番 31	土地 建物	宅地 鉄筋コ ンクリ ート造 陸屋根 4 階建	3,969.02 1,338.24	用途：第 1 種低層 住居専用地域 建蔽率：50% 容積率：100%	95,150,000
R06 用地 01	旧用地基金 保有地 （長崎市平 山町）	長崎市 平山町 369 番 2	土地	雑種地	425.54	用途：第 1 種中高 層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：200%	7,110,000
R06 用地 02	旧用地基金 保有地 （島原市大 手原町）	島原市 大手原町 甲 2236 番 2、 甲 2236 番 7	土地	宅地	224.92	用途：近隣商業地 域及び第 1 種住居 地域 建蔽率：97.8% 容積率：200%	6,370,000
R06 教環 04	鶴南特別支 援学校 公 舎	長崎市 高浜町 字宮ノ前 3992 番 3	土地	宅地	401.02	用途：指定なし 建蔽率：指定なし 容積率：指定なし	2,900,000

※ 最低売却価格とは、あらかじめ長崎県が定めた予定価格で、これを下回る価格では売却できません。

◎ 売却物件に関するお問い合わせ先

物件番号：R06 地づ 01

売約済

物件番号：R06 住 01

長崎県土木部 住宅課 住環境整備班
電話（095）894-3104（直通）

物件番号：R06 用地 01、02 長崎県土木部 用地課 調整・管理班

電話（095）894-3121（直通）

2 申込み資格

どなたでも申込みできます。ただし、次の方は申込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- (3) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号。以下同じ。）第33条第7項の規定に該当する者。
- (4) この公告の日から4の契約相手方の決定の日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者。

3 申込の方法及び受付

(1) 申込方法

購入を希望される方は、普通財産売払申請書（様式第12号）に次の添付書類を添えて提出すること。

- ① 申請者の印鑑登録証明書（印鑑証明書）※共有名義で申し込まれる場合は、共有者全員分
- ② 共有合意書（様式第10号）※共有名義で申し込まれる場合のみ添付
- ③ 誓約書

【提出方法】

郵送または持参により提出してください。

※郵送の場合は簡易書留等配達を確認できる方法で送付してください。なお、県の休日（土曜日、日曜日、休日等）は、持参による提出はできません。

【提出先】

〒850－8570 長崎市尾上町3番1号
長崎県総務部管財課 宛
「普通財産売払申請書在中」

(2) 申込の受付

普通財産売払申請書等は、次により受付を行う。なお、売払申請書の記載や添付書類に不備がある場合は受付できません。

- ① 期 間 令和7年4月4日から令和8年3月6日まで。ただし、県の休日（土曜日、日曜日休日等）は、受付ができません。
- ② 時 間 午前9時から午後5時まで
- ③ 場 所 長崎市尾上町3番1号 長崎県総務部管財課
- ④ 受 付 日 持参の場合は持参日、郵送の場合は申込の受付場所（管財課）に郵便物が届いた日とする。
なお、受付期間前であっても書類は受け付けますが、その場合の受付日は受付期間の初日とします。

4 契約相手方の決定方法

最初に普通財産売払申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付して申込みした者を契約相手方とする。

ただし、同一の売却物件に対して同一の日に複数の普通財産売払申請書を受け付けたときは、後日くじ引きにより契約の相手方を決定する。

5 契約締結の時期

契約相手方を決定した日から5日（県の休日を除く）以内に売買契約書を締結しなければならない。

6 契約保証金に関すること

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

7 売払代金に関する事項

契約を締結したものは、当該契約締結の日から 30 日以内に長崎県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を納付しなければならない。

8 物件の確認に関すること

物件については、現状での引き渡しのため、事前に売却物件をご自身で確認し（現場説明会は実施していません。）、現況及び諸規制に熟知した上で申込むこと。

なお、物件の地下埋設物調査、地盤調査及び土壌調査は行っていない。

9 契約条件

売却する物件については、契約書において売買契約締結の日から 5 年間、次に掲げる条件を付します。

- ① 契約者は、売買物件を長崎県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に定める暴力団事務所の用に供し、又は供させてはならない。
 - ② 契約者は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定める風俗営業及び同法第 2 条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供し、又は供させてはならない。
- （注） 上記①又は②の条件に違反した場合には、売買代金の 3 割に相当する金額を違約金として長崎県に支払わなければならない。

10 その他注意事項

- ① 契約に関する費用、所有権移転登記に要する費用等は契約者の負担とします。
- ② 普通財産売払申請書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

◎この公告に関するお問い合わせ先

長崎県総務部管財課財産活用班

電 話 （095）895－2186（直通）

(参 考)

【地方自治法施行令第167条の4第1項 抜粋】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

【地方自治法施行令第167条の4第2項 抜粋】

普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

【地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項 抜粋】

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

【長崎県暴力団排除条例 抜粋】

（公表等）

第33条

- 7 知事は、第31条第2項の勧告又は同条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置を講ずることができる。

【長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱 抜粋】

（各種契約等からの排除措置）

第4条 知事は、法人等（有資格者等を含む。以下同じ。）が別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、審査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

- 2 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

（各種契約等からの排除措置の公表）

第5条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

(法人等への通知)

第6条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

2 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

別表1

措 置 要 件	期 間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
3 法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。
7 県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかったとき。	通知日から2か月以上4か月以内。